

平成24年

特定テーマ調査報告書

メインテーマ

「県民の生命・財産の安全と安心を守る県土基盤づくり」

サブテーマ

- ①減災・防災対策について
- ②土砂災害危険箇所の整備方針及び避難勧告の発令基準について
- ③安全安心を支える県内建設業の活性化について
- ④効率的で効果的な通学路の歩道整備について

平成24年11月

県土整備委員会

目 次

I	はじめに-----	1
II	委員会の活動状況-----	2
III	減災・防災対策について-----	6
IV	土砂災害危険箇所の整備方針及び避難勧告の発令基準について----	9
V	安全安心を支える県内建設業の活性化について-----	11
VI	効率的で効果的な通学路の歩道整備について-----	12
VII	注 釈-----	14
VIII	おわりに-----	16
IX	委員名簿-----	17
X	調査関係部課-----	17

I はじめに

昨年3月11日に発生した「東日本大震災」から1年と8か月あまりが経過した。

この未曾有の災害は、地震や津波による深刻な被害だけでなく、福島第一原子力発電所の原子力災害をもたらすなど、これまで我が国では経験したことのない、極めて複合的で大規模な災害となった。

震災後も、本県では、昨年9月21日に県土を直撃した台風15号による風水害や土砂災害、今年5月6日に県東南部で発生した竜巻による災害などが相次ぎ、大きな被害に見舞われた。

こうしたことから、我が国は勿論のこと、本県も“災害列島”の中にあることを再認識したところであり、県民の安全・安心な暮らしの確保のため、「災害に強い県土づくり」は、県政の最重要課題となっている。

また、本県の社会資本の整備や維持管理、災害発生時等の緊急対応を現場で支えるのは、県内各地域の建設業者である。経済環境は依然として厳しいものがあるが、県民の安全安心を守るためには、県内建設業の活性化も喫緊の課題である。

さらに、通学中の子どもたちを巻き込む痛ましい交通事故が近年相次いでいる。次世代を担う子どもたちが、安全・安心な環境の中で学ぶことができる地域社会の構築は、子どもを持つ親だけでなく県民一人ひとりの願いであり、学校周辺における安全な通学路を整備し、交通事故から守ることは、子どもたちに未来を託す我々の責務と考える。

このため、本委員会においては、通年議会の導入に伴い、委員会活動を充実強化し、より深く掘り下げた調査を行うため、「県民の生命・財産の安全と安心を守る県土基盤づくり」を特定テーマのメインテーマに掲げ、「減災・防災対策について」「土砂災害危険箇所の整備方針及び避難勧告の発令基準について」「安全安心を支える県内建設業の活性化について」「効率的で効果的な通学路の歩道整備について」の4つをサブテーマに定めて、必要な調査研究を実施した。

調査研究にあたっては、県内全市町に足を運び、現地調査を実施し、各首長等との意見交換を重ねるとともに、委員間討議に加え、県執行部との事前通告制質疑や県外の先進地調査を行うなど、多角的かつ積極的に特定テーマにかかる議論を深めてきた。

本報告書は、上記特定テーマにかかる調査研究活動の成果をまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成24年4月18日（水）

- 特定テーマについて検討し、特定テーマを次のとおり決定した。
メインテーマ「県民の生命・財産の安全と安心を守る県土基盤づくり」
サブテーマ①「減災・防災対策について」
 - ②「土砂災害危険箇所の整備方針及び避難勧告の発令基準について」
 - ③「安全安心を支える県内建設業の活性化について」
 - ④「効率的で効果的な通学路の歩道整備について」

2 平成24年5月18日（金）

- 特定テーマの現状と課題について、執行部から説明を受け、委員間討議を行った。

3 平成24年6月5日（火）

- 特定テーマに関する事前通告質疑を行った。

4 平成24年6月21日（木）

- 烏山土木事務所管内（関係市町：那須烏山市、那珂川町）の現地調査を実施した。



- ◇ 特定テーマに関連する調査：地すべり災害箇所（那須烏山市川西）

5 平成24年6月27日（水）～28日（木）

- 栃木土木事務所管内（関係市町：栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）の現地調査を実施した。

6 平成24年7月3日（火）

- 大田原土木事務所管内（関係市町：大田原市、那須塩原市、那須町）の現地調査を実施した。



◇ 市町重点要望箇所現地調査：都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線（那須塩原市）

7 平成24年7月9日（月）

○ 矢板土木事務所管内（関係市町：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）の現地調査を実施した。



◇ 特定テーマに関連する現地調査：急傾斜地崩壊箇所（さくら市倉ヶ崎）

8 平成24年7月12日（木）

○ 宇都宮土木事務所管内（関係市町：宇都宮市、上三川町）の現地調査を実施した。

9 平成24年7月19日（木）

○ 真岡土木事務所管内（関係市町：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）の現地調査を実施した。

10 平成24年7月27日（金）

○ 鹿沼・日光土木事務所管内（関係市町：鹿沼市、日光市）の現地調査を実施した。

11 平成24年8月8日（水）

- 安足土木事務所管内（足利市、佐野市）の現地調査を実施した。

12 平成24年8月23日（木）

- (1) 土木事務所管内の調査の総括を行った。
- (2) 特定テーマの調査・研究を行った。

13 平成24年8月28日（火）～30日（木）

- (1) 北海道伊達市において現地調査を実施した。
- (2) 北海道開発局室蘭開発建設部において現地調査を実施した。
- (3) 北海道庁において現地調査を実施した。
- (4) 札幌市役所において現地調査を実施した。



- ◇ 特定テーマに関連する県外調査：樽前山火山噴火緊急減災対策
(北海道開発局室蘭開発建設部・苫小牧市)

14 平成24年10月5日（金）

- (1) 各テーマについて討議を行った。
- (2) 報告書骨子案の検討を行った。

15 平成24年10月10日（水）

- (1) 報告書素案の検討を行った。
- (2) 井頭公園一万人プールにおいて現地調査を実施した。
- (3) 県央浄化センターにおいて現地調査を実施した。
- (4) 下水道資源化工場において現地調査を実施した。



- ◇ 特定テーマに関連する現地調査：震災復旧（井頭公園一万人プール）
放射性物質を含む溶融スラグ（下水道資源化工場）

16 平成24年10月26日（金）
報告書素案の検討を行った。

17 平成24年11月29日（木）
報告書案を検討し決定した。

Ⅲ 減災・防災対策について【道 路】

1 現 状

- (1)道路は、大規模な地震や台風等が発生した場合であっても、人命を守り、物的被害を最小限に抑え、復旧・復興を容易にするため、極めて重要な基盤である。
- (2)昨年の東日本大震災においては、一般道路等が崩壊等により道路の通行止めが余儀なくされたことに加え、復旧支援の車両が一般車両と混在したことから、渋滞が発生し、復旧活動に支障を来たしていた。また、避難所周辺では倒壊した建物が道を塞ぐなど、避難活動に支障が生じていた。
- (3)これを受け、国、建設業者等を中心に「くしの歯作戦」*1 を展開し、被災地域までの幹線ルートを短期間で確保したことにより、道路が円滑な救助・救援活動や緊急物資の輸送など大きな役割を果たした。
- (4)県では、これまでも橋梁の耐震補強や緊急輸送道路の整備など復旧を支える道路ネットワークの連携強化に取り組んできたが、震災の経験を踏まえ、減災・防災の視点から更に対策を推進していく必要が生じている。

2 課題及び検討の視点

- (1)今後発生が予想される首都直下型地震等に備えていくためには、災害発生直後においても、高速道路や国道4号・50号などの幹線道路と連携し、機能を発揮する道路ネットワークの強化が必要である。
- (2)迅速な避難や支援物資の輸送を確実なものにするためには、防災上の拠点となる避難所等の周辺における円滑な通行の確保が必要である。
- (3)道路防災対策、橋梁の耐震化・長寿命化についても、更に進捗を早める必要がある。

3 提 言

- ★今後の道路整備にあたっては、「防災」に加え、「減災」の視点も取り入れ、防災・減災のための道路ネットワークの強化や避難所等周辺の道路整備を計画的に推進すること。
- ★道路防災対策、橋梁耐震補強を可能な限り前倒しで実施するとともに、橋梁の長寿命化については、中長期的展望に立ちながら、積極的に推進すること。

【提言の具体的内容】

- (1)県では、「人にやさしい県土60分構想」*2 に基づき、これまでも広域的な道路や地域の生活を支える道路網の充実に取り組んでいる。
- (2)今後は、震災の経験を踏まえ、高速道路、国道4号・50号と防災拠点である市役所等を連絡する道路や、避難所等周辺の道路については、整備スケジュールの見直しも視野に入れながら、計画的に整備を推進すべきである。
- (3)整備にあたっては、ミッシングリンク*3や中抜け*4等の未整備区間を優先するなど、

道路ネットワーク機能が最大限に発揮できるよう、効果的に進めるべきである。

- (4)道路防災対策や橋梁耐震補強については、災害に備え、計画を可能な限り前倒しして実施すべきである。
- (5)また、県内の橋梁は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後、一斉に高齢化していくことから、維持修繕費や更新費の縮減、更には平準化を図るため、中長期的展望に立ちながら、橋梁の予防保全による長寿命化を積極的に推進すべきである。

※なお、減災・防災対策にあたっては、県内の地域間に著しい格差が生じないように、配慮すべきである。

Ⅲ 減災・防災対策について【河 川】

1 現 状

- (1)地球温暖化の影響により、大雨の頻度の増加や台風の大型化などが予想され、災害リスクの増大が懸念されている。
- (2)昨年は、東日本大震災や台風15号により甚大な被害を受けており、豪雨や地震等の自然災害に対して十分な備えが必要となっている。
- (3)東日本大震災後、想定外の自然災害に対して、「減災」の視点から、被害を最小限に抑える対策が求められている。

2 課題及び検討の視点

- (1)県内の河川整備率は要改修延長約1,595kmの6割程度の進捗に留まっており、全てを整備するには、膨大な予算と時間を要すことから、より効率的かつ効果的に事業推進を図る必要がある。
- (2)計画規模を上回る大雨などによる被害を最小限に抑えるための対策を推進する必要がある。

3 提 言

- ★河川の未整備区間については、整備計画に基づき効率的かつ効果的な整備に努めるとともに、狭隘部や屈曲部等について必要な対策を講じること。
- ★整備済区間については、河川の流下能力が保たれるよう、堆積土砂の除去等を行うなどにより、適正な維持管理に努めること。
- ★計画規模を上回る大雨などに対しても、浸水被害等を最小限に抑える減災・防災対策を検討し、効果的に実施していくこと。特に過去の浸水被害箇所や甚大な被害が予想される箇所については、優先的に対策を検討すること。

【提言の具体的内容】

- (1) 県では、「県民の命を守る河川砂防構想」*5に基づき、災害に強い安全な県土づくりに向け、着実な河川整備や適切な維持管理に取り組んでいる。
- (2) しかし、河川整備計画に基づく整備には長期間を要することから、未整備区間については、効果を最大限に発揮できるよう、効率的かつ効果的に整備に努めるとともに、河道の狭隘部や屈曲部等の危険箇所については、先行的に必要な対策を講じていくべきである。
- (3) また、整備済区間についても、台風等による度重なる増水により、河川内に土砂が堆積し、流下能力が阻害されている箇所が増加している。このため、代行掘削⁶の活用も含め、堆積土砂の除去等を計画的に行うなどにより、今後も適正な維持管理に努めていくべきである。
- (4) さらに、計画規模を上回る大雨などに対し、人命を守り、物的被害を最小限に抑えるため、減災防災の観点から、近年の大雨による浸水被害箇所や重要水防箇所、堤防決壊時に甚大な被害が予想される箇所等について、河床掘削や堤防の嵩上げ等の対策を優先的に検討していくべきである。

※なお、減災・防災対策にあたっては、県内の地域間に著しい格差が生じないように配慮するべきである。

Ⅲ 減災・防災対策について【建築物】

1 現 状

- (1) 平成7年の阪神淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの尊い命が失われた。また、庁舎等の防災上重要な建築物が被災し、災害拠点活動に支障が生じた。
- (2) 国では、平成27年度までに、東海地震や東南海・南海地震等の想定死者数を半減することを念頭に建築物の耐震化に取り組んでいる。
- (3) 本県においても、今後の大地震の発生に備え、災害時の防災拠点や避難施設となる県有建築物や、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造の民間住宅の耐震化に取り組んできており、順調に推移している状況にある。
 - ・ 防災上重要な県有建築物の耐震化率（H23年度末）82.1%（H18計画時：62.6%）
 - ・ 民間住宅の耐震化率（H23年度末（推計値））81.0%（H18計画時：71.0%）

2 課題及び検討の視点

- (1) 県有建築物の耐震化の目標達成のためには、関係部局との調整を図りながら、計画的かつ効率的な事業推進が必要である。
- (2) 県民が自らの問題として、住宅の耐震化に取り組むため、耐震診断・耐震改修の必要性を理解するための、より一層の普及啓発や耐震診断・改修工事を安心して実施できる環境の整備が必要である。

3 提 言

- ★県有建築物については、今後とも計画的な耐震化に取り組むこと。
- ★外壁の全面打診調査^{*7}や天井材など非構造部材の耐震化についても、所管部局と連携しながら、スピード感を持って取り組むこと。
- ★民間建築物の耐震化については、県が積極的に普及啓発に取り組むこと。

【提言の具体的内容】

- (1) 県有建築物については、今後とも「栃木県建築物耐震改修促進計画」^{*8}に基づき、計画的な耐震化に取り組んでいくべきである。
- (2) また、県有施設、県立学校の外壁の全面打診調査や、天井材などの非構造部材、建築物に付属するブロック塀等の耐震化についても、所管部局と連携しながら、効率的かつスピード感をもって、調査や耐震化工事に取り組むべきである。
- (3) 現状では、耐震改修か建替えかの耐震化の手法が定まっていない庁舎等についても、取組方針や優先度の判断にあたっては、建築の専門的知識を有する技術者が、所管部局に対して技術的助言・資料提供（例えば、構造耐震指標 I_s 値^{*9}の提示、補強方法の提案等）を行うことが、重要な要素となる。このため、県土整備部（建築課）はその役割を積極的に果たせるよう、県有施設のあり方検討会等において建築技術に関する専門的な見地からの指導助言など、積極的に取り組むべきである。
- (4) 民間建築物の耐震化については、県が積極的に普及啓発に取り組むこと。特に、建築物の倒壊により、道路機能に影響を及ぼす恐れのある地域等については、積極的・重点的に普及啓発に取り組むべきである。

IV 土砂災害危険箇所の整備方針及び避難勧告の発令基準について

1 現 状

- (1) 土砂災害危険箇所は、県内23市町において6,924か所あり、そのうち、保全対象に人家5戸以上又は公共施設等がある土砂災害危険箇所2,026か所を優先整備箇所と位置づけ、ハード対策を推進している。
- (2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害に関する情報提供、予報・警報の発令及び伝達を行い、速やかな避難を促進する警戒避難体制の整備を図っている。
- (3) 水防法に基づく浸水想定区域図の作成及び市町への提供は完了している。また、河川の水位・雨量に関する情報提供、洪水予報の発表及び伝達を行い、洪水時における警戒避難体制の整備を図っている。

2 課題及び検討の視点

- (1) 県では、優先整備箇所からハード対策を推進しているが、箇所数が2,026か所と多く、これらの整備に膨大な時間と費用を要するため、限られた財源でより多くの事業効果が発現できる整備を推進する必要がある。
- (2) 県と市町等との連携強化により、危険箇所や防災情報（土砂災害警戒情報及び洪水予報等）の住民への周知の徹底を図る必要がある。
- (3) 災害時に円滑な避難行動がとれるよう、防災訓練を実施する必要がある。
- (4) 市町が、土砂災害や洪水に伴う避難勧告発令を的確に行うため、発令に際しての具体的な基準について、策定を促進する必要がある。

3 提言

- ★優先整備箇所（2,026か所）の整備には、膨大な時間と費用を要するため、特に甚大な被害が生ずる可能性が高い箇所等から重点的に整備を行うこと。
- ★警戒避難体制の整備及び強化については、市町や関係部局と連携しながら取り組むとともに、住民の土砂災害にかかる防災意識の向上等の施策を推進すること。
- ★避難勧告等の具体的な発令基準が未策定の市町に対して、技術的な指導・支援を行い、策定を促進すること。

【提言の具体的内容】

- (1) ハード整備は、土砂災害危険箇所Ⅰ*Ⅱ（2,026か所）を優先整備箇所とするが、膨大な時間と費用を要するため、中でも、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域*Ⅲ内（レッドゾーン）において、土砂災害が発生した際に甚大な被害が生ずる可能性の高い施設がある箇所（災害時要援護者施設、避難場所、公的建築物、保全対象人家5戸以上）等を重点的に整備するなど、更に効率的・効果的に進めるべきである。
- (2) 警戒避難体制の整備及び強化については、市町や関係部局と連携しながら、災害時に円滑な行動がとれるよう防災訓練を実施するなど、住民の土砂災害・防災意識の向上等の施策を推進するべきである。
- (3) 避難勧告等の具体的な発令基準が未策定の市町に対して、県土整備部は、関係部局と連携しながら、技術的な指導・支援を行うことで、その策定を促進すること。

V 安全安心を支える県内建設業の活性化について

1 現 状

- (1) 建設産業は、社会資本整備の担い手であるとともに、地域の経済や雇用の下支えや、災害対応等においても極めて重要な役割を果たしている。
- (2) しかし、近年は、建設投資が急激に減少し、建設業者数が供給過剰の構造となっているため、受注競争の激化等により、かつてない厳しい状況に直面し、県民の安全安心を支えていくべき県内建設業の活力が著しく低下している。
- (3) 県では、これまで県内建設業の育成を図るため、経営基盤の強化や受注機会の確保等に取り組むとともに、公共工事の適正な施工の確保を図るため、一般競争入札における総合評価方式の導入などの取組を実施してきている。

2 課題及び検討の視点

- (1) 社会資本の維持管理や災害時の迅速な復旧対応など、地域において安全安心を支える県内建設業には、次のような課題等がある。
 - ・ 県内建設業の育成を図るため、経営基盤の強化、法令遵守の徹底、優れた技術者等の確保と育成などのあり方について検討が必要である。
 - ・ 公共工事の適正な施工の確保のため、入札及び契約の適正化や工事品質確保、ダンピング対策^{*1 2}の強化、地域の公共土木施設の適切な維持管理などのあり方について検討が必要である。

3 提 言

- ★ 県民の安全安心を支えるため、災害時において社会資本の復旧や復興の中心となる建設業者が、技術力と経営能力を発揮し、活躍できる環境の整備に努めること。
- ★ 日常の維持管理のみならず、災害時等においても、地域の実情に精通した建設業の力を有効に活用できるよう努めること。
- ★ 災害や除雪などの対応について、安全で安心な地域社会を支える建設業の重要な役割を県民に広く周知すること。
- ★ 地元建設業の受注機会の確保や県産材の優先活用について、更に取り組むこと。

【提言の具体的内容】

- (1) 県民の安全や安心を支え、災害に強い県土づくりを進めるためには、災害時において社会資本の復旧や復興を進めるうえで中心となる県内建設業が、優れた技術力や経営能力を発揮し、活躍できるよう、今後も、入札契約制度を始めとした環境の整備に努めるべきである。
- (2) 公共土木施設の日常の維持管理のみならず、災害時や異常気象時においても、迅速かつ機動的な対応ができるよう、事業継続計画の策定を促進するなどして、地域の実情に精通した建設業者の力を有効に活用できるよう努めるべきである。

- (3)安全で安心な地域社会づくりを陰でしっかりと支え、特に災害や除雪などの対応において、必要不可欠な存在である建設業の重要な役割について、講演会や現場見学会、広報媒体等、様々な機会や手段を活用し、県民に広く周知していくべきである。
- (4)県では、これまでも、地元建設業の受注機会の確保や公共事業における県産材の優先活用について取り組んでいるところであるが、県内産業の育成や経済・雇用の下支えの観点から、更に取り組んでいくべきである。

VI 効率的で効果的な通学路の歩道整備について

1 現 状

- (1)交通安全対策については、昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づき、県の関係行政機関等が一体となって各種の対策を進めている。このうち歩道や標識等道路の交通安全施設の整備については、昭和41年制定の「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき、道路管理者と公安委員会が施設整備の五ヶ年計画を策定し整備を進めてきた。
- (2)平成17年12月に旧今市市の小学校1年生女児殺害事件が発生、また、同じ年、人口10万人あたりの交通死亡者数が全国ワースト1位となったことなどから、平成18年3月、県議会に「安全で安心な社会づくり対策特別委員会」が設置された。
- (3)県土整備部では、同年12月の委員会の報告を踏まえ、県管理の通学路について年間30kmを目標に特に小学校から半径1km圏内について、重点的に歩道の整備を進めてきた。これまで県管理通学路の歩道整備は平成23年度末で約76%が完了している。

2 課題及び検討の視点

- (1)都市部の人家が連続した地区では、事業費（特に用地補償費）が高額となる傾向にあり、また、両側歩道の必要性などから、事業期間が長期化する傾向にある。
- (2)地方部では、学校の統廃合が進み、スクールバスで登校する児童が増加する傾向にあり、統合した新設の学校周辺の歩道整備は概ね完了している。
- (3)地方部における学校周辺の歩道整備率は高く、通学路以外の歩道整備の要望が増加の傾向にある。

3 提 言

- ★両側歩道の整備を画一的に行うだけでなく、片側歩道の先行整備や既存道路の路肩を活用した整備など、柔軟に整備手法を選定し、早期の整備効果の発現に努めること。
- ★学校の統廃合に伴う児童の通学実態を把握し、スクールバス停留所周辺等の整備について、利用実態に応じた整備手法を検討すること。
- ★県民の安全安心を確保するうえで必要な歩道整備は、着実に整備すること。

【提言の具体的内容】

- (1) 歩道の整備を画一的に行うだけでなく、地元や関係機関と調整を図りながら、両側歩道計画の場合は片側歩道を先行して整備を進めたり、既存道路の路肩を活用した整備（ゆうゆう路肩^{*13}や路肩のカラー舗装化）など、柔軟に整備手法を選定し、早期に整備の効果が発現できるよう工夫を行うべきである。また、整備済み区間に挟まれた中抜け区間については、優先的に整備を検討すべきである。
- (2) 学校の統廃合に関する最新の情報や児童の通学手段の利用実態を把握し、通学手段がバスとなっている場合は、バス停留所周辺に滞留スペースを設けるなど、利用実態に応じた整備手法を検討すべきである。
- (3) 通学路以外であっても、県民の安全安心を確保するうえで必要がある歩道整備については、歩行者等の通行状況を考慮しながら、着実に整備を進めていくべきである。
- (4) 通学路の安全対策については、教育委員会を中心に、地元住民や警察、市町、土木事務所等が連携しながら、危険箇所を把握した上で、緊急度の高い箇所から迅速かつ効果的に取り組むべきである。

Ⅶ 注 釈

1 「くしの歯作戦」：(P 6 現状の7行目)

東日本大震災に伴う大津波が沿岸部を襲い、甚大な被害が発生したことから、国・県や地元建設業者、自衛隊が協力しながら、救急救命、物資輸送等の道路を緊急的に確保するため、「くしの歯型」の形状で、16ルートの啓開（障害を取り除き道を切り開く）を行ったもの。

2 「人にやさしい県土60分構想」：(P 6 提言の具体的内容の1行目)

本県において、平成23年3月に策定した道路・交通分野の将来構想で、人の移動の安全性・快適性・定時性の向上を目標とするもの。

3 「ミッシングリンク」：(P 6 提言の具体的内容の6行目)

高速道路などの道路網の未整備区間で、ネットワークが途中で途切れている状況のこと。

4 「中抜け」：(P 6 提言の具体的内容の6行目)

道路などの整備済み区間に挟まれた未整備区間のこと。

5 「県民の命を守る河川砂防構想」：(P 8 提言の具体的内容の1行目)

本県において平成23年3月に策定した河川・砂防・下水道の分野別計画で、災害に強い安全な県土づくりなどを基本方針として掲げている。

6 「代行掘削」：(P 8 提言の具体的内容の8行目)

土砂堆積が著しく治水上支障が生じている箇所等について、国、県等の河川管理者に代わって、民間の砂利採取業者に砂利採取の許認可を与えることで、土砂の掘削採取を行うもの。

7 「全面打診調査」：(P 9 提言の2行目)

建築基準法の改正により、平成20年4月以降、落下により歩行者に危害を加えるおそれのある建築物の外壁仕上げ等について、目視調査や手の届く範囲での打診調査に加え、10年周期で義務づけられた外壁の全面打診による詳細な調査。

8 「栃木県建築物耐震改修促進計画」：(P 9 提言の具体的内容1行目)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することで、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を防止し、県民の生命・生活の安全安心を促進するため、平成19年1月に策定した計画。

9 「構造耐震指標 I s 値」：(P 9 提言の具体的内容 8 行目)

建物の耐震性能を表わす指標。

地震力に対する建物の強度や靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど、この指標も大きくなり、耐震性能が高くなる。

10 「土砂災害危険箇所 I」：(P 10 提言の具体的内容 1 行目)

土砂災害のおそれのある危険箇所のうち、保全すべき人家が 5 戸以上、又は公共施設等がある箇所。

11 「土砂災害特別警戒区域」：(P 10 提言の具体的内容 2 行目)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域として、都道府県知事が指定するもので、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

12 「ダンピング対策」：(P 11 課題及び検討の視点 5 行目)

公共工事の品質確保や建設業の健全な発展等に深刻な影響を及ぼすダンピング受注（過度な安値受注）を防止するため、発注者が入札及び契約制度において取り組む対策のこと。

13 「ゆうゆう路肩」：(P 13 提言の具体的内容 3 行目)

歩行者や自転車の利用が比較的少ない道路において、安全を確保するため、車道と区分するための縁石を設置せずに、路肩を拡幅して設けるもの。

VIII おわりに

今年の特定期間の設定にあたっては、県土整備行政にかかる今日的な課題の中から特に重要な課題4項目をサブテーマとして選定した。

いずれも県民の生命や財産の安全安心を守るために、迅速に取り組み、解決を図らなければならない喫緊のテーマであるが、本県を取り巻く厳しい財政状況の中で、如何に効率的かつ効果的に施策を実行できるかが、本委員会における主な論点となった。

そのためには、重点的に実施すべき事業を県内の地域間に著しい格差が生じないように配慮しながら選択し、一定の期間で集中的に取り組み、県民が享受できる事業効果を可能な限り早期に発揮できるよう、更なる「選択と集中」が必要となっている。

本委員会では、今回の調査研究の結果、特定テーマに関するこれまでの県の取組に対して、新たな視点や手法を取り入れながら検討を加え、優先度を考慮したうえで、計画的に推進すべきなどの内容を提言に盛り込んだところである。

特に、減災・防災対策については、東日本大震災の経験を活かして、従来からの一定規模の災害を防ぐ「防災」の視点に加え、想定を超える災害が発生した場合でも、被害を最小限に抑え、復旧・復興を容易にする「減災」の視点を導入するものであり、極めて重要なテーマであることから、提言をもとにスピード感を持って取り組むことを期待する。

なお、県は依然として厳しい財政状況にあるが、県民の安全安心を守り、「災害に強い県土づくり」を実現していくためには、予算や組織体制上の格段の配意も必要であり、県議会としても最大限の協力、支援を惜しまない考えであることを申し添える。

最後に、本委員会の調査研究活動にご協力をいただいた各市町や関係機関の皆様には感謝の意を表するとともに、本委員会において示された各委員からの意見や本報告書の提言が、県政において十分反映されることを強く望むものである。

Ⅸ 県土整備委員会委員名簿

委員長	阿部	寿一
副委員長	神谷	幸伸
委員	角田	まさのぶ
委員	中島	宏
委員	相馬	政二
委員	白石	資隆
委員	佐藤	栄
委員	平池	秀光

Ⅹ 調査関係部課

県土整備部監理課、技術管理課、交通政策課、道路整備課
道路保全課、河川課、砂防水資源課、都市整備課、建築課